平成２８年（２０１６年）3月１４日
建　設　委　員　会　資　料
都市基盤部道路・公園管理担当

（第３６号議案）

中野区立妙正寺川公園使用料の改定について

中野区立妙正寺川公園は、中野区立妙正寺川公園条例に基づき設置されている。
このたび、平成２７年１月１日付で固定資産税評価額の評価替えが行われたことに伴い、当該公園の使用料についても下記のとおり改定を行う。

記

１．公園使用料の算定方法
（１）積算方法
占用物件ごとに平成２７年度２３区平均固定資産税評価額を基準に積算する。
（２）激変緩和措置
上記により積算した額と現行条例額の１.２倍した額とを比較し、低い方の額を採用する。

２．中野区立妙正寺川公園条例の一部改正
（１）上記１の算定により、各占用物件の使用料の単価を改定する。
別表（第１０条関係）「妙正寺川公園使用料　改定額一覧表」のとおり。
（２）施行予定
平成２８年４月１日

中野区立妙正寺川公園条例 新旧対照表

改　正　案	現　　行
第１条～第９条（略） （使用料） 第１０条 １　第７条又は前条の規定による許可(以下「占用等の許可」という。)を受けて公園を使用し、又は占用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。 第１１条～第１８条　（略） 附則　（略） 別表（別紙のとおり） 附 則 １　この条例は、平成２８年４月１日から施行する。 ２　この条例の施行の日の前日までに使用又は占用の許可を受けている者のうち、当該使用又は占用の期間が１年以内のものに係る使用料の額については、なお従前の例による。	第１条～第９条（略） （使用料） 第１０条 １　第７条又は前条の規定による許可(以下「占用等の許可」という。)を受けて公園を使用し、又は占用する者からは、別表に定める使用料を徴収する。 第１１条～第１８条　（略） 附則　（略） 別表　（別紙のとおり）

別表（第１０条関係）

妙正寺川公園使用料　改定額一覧表

占　用　物　件			単　　位		現行金額	改定金額
電柱（本柱、支柱又は支線）			１本	１月	1,340 円	1,377 円
標識等			１本	１月	794 円	816 円
水道管 下水道管 ガス管	外形0.4m未満		１ｍ	１月	119 円	122 円
	外形0.4m以上1m未満				297 円	306 円
	外形1m以上				595 円	612 円
電　線	電線（架空線）		１ｍ	１月	99 円	102 円
	地下電線	外形0.4m未満			119 円	122 円
		外形0.4m以上1m未満			297 円	306 円
		外形1m以上			595 円	612 円
変圧塔、マンホールの類			１個所	１月	993 円	1,020 円
郵便差出箱又は信書便差出箱					397 円	408 円
公衆電話所					993 円	1,020 円
地下の占用物件	地上露出部分		１㎡	１月	601 円	721 円
	地下部分				297 円	306 円
高架の占用物件					462 円	510 円
天体気象又は土地の観測施設					686 円	823 円
写真撮影	常時占用		撮影機１台	１月	7,920 円	8,160 円
	臨時的な占用		１時間		1,402 円	1,445 円
ロケーション（映画・テレビジョン及びビデオの撮影）			１時間		12,375 円	12,750 円
その他の占用			１㎡	１日	33 円	34 円